

①「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年2月22日付け厚生労働省通知)

4. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。
- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※③の資料の23ページに掲載

②「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

3—3 新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応（通所系）

4 休業の検討

<都道府県・保健所等と調整>

- ・保健所から休業要請があればそれに従う。
- ・感染者の人数、濃厚接触者の状況、勤務可能な職員の人数、消毒の状況等に応じて、休業を検討する指標を明確にしておく。
- ・感染の疑いのある利用者が、少数でありPCR検査等により陰性と判断されるまでの間については一時的に提供を休止する場合がある。

※30ページに掲載

③「障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き」

【通所系】日常支援に係る感染管理（平常時の対策）（29ページ）

休業については、保健所の指示があれば従うが、感染流行期など指示が遅れる場合に備え、感染者の数、状況などで、休業基準を検討しておく。

※29ページに掲載

【資料掲載先】

- ②「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」
- ③「障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html